

3. 利子補給等補助金制度

市では、以下のとおり中小企業者の方などが融資を受けた際の借入利子の一部を補助します。

○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

補助対象	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
申請者	上越商工会議所・市内各商工会（左記団体が利用者を取りまとめます。）
補助率	年0.5%
問い合わせ先	産業政策課 産業振興係（☎025-520-5729 内線2208）

○創業支援利子補給（※利子補給を受けるためには、市への申請が必要です。）

補助対象	市内金融機関から事業のための資金を借入れる創業者及び第二創業者
補助対象融資限度額	①一般枠：500万円 ②創業塾修了者枠：1,000万円
補助内容	創業者・第二創業者が事業のために資金を借入れた場合、利子支払額相当分（最大7年間分）の全部又は一部を前渡しで補助
問い合わせ先	産業政策課 産業振興係（☎025-520-5729 内線2205）

○ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給（※利子補給を受けるためには、市への申請が必要です。）

補助対象	「新潟県ハッピー・パートナー企業」または「えるぼし企業」となった中小企業等
補助対象融資限度額	1,000万円
補助率	借入利子の1/2（上限10万円）
利子補給期間	1年間
問い合わせ先	産業政策課 労働係（☎025-520-5730 内線2207）

4. 新型コロナウイルス感染症に伴う金融支援

制度融資名	支援内容	
	信用保証料補給	利子補給
①新潟県セーフティネット資金 経営支援枠 （新型コロナウイルス感染症対策特別融資） 利率：1.15%～1.75% 限度額：5,000万円	50%	・補助率 1.0% 2年分の利子相当額
②新潟県セーフティネット資金 経営支援枠 （伴走支援型特別保証制度要件） 利率：1.15%～1.75% 限度額：6,000万円	国・県が全部又は一部を補助	・補助対象額 1事業者につき ①+②+③=1,000万円 （令和4年度融資実行分）
③新潟県経営改善サポート資金 （事業再生計画実施関連保証感染症対応型） 利率：1.65%～1.85% 限度額：1億円	50%	※令和3年度までの申請分は補助対象額に含めない

【問い合わせ先】

産業政策課 産業振興係 ☎025-520-5729（内線2208）